

新 旧 対 照 表

第 3 「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次 第 2 編 居住者の納税義務 第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第 2 章 税額の計算 第 3 章 申告、納付及び還付 第 4 章 期限後申告及び修正申告等の特例 <u>法第151条の 6 《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》関係</u> 第 5 章 更正の請求の特例 法第 6 0 条の 2 《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係 （国外転出時に譲渡又は決済があったものとみなされた対象資産の収入すべき時期） 60の 2－1 対象資産（・・・・・・、同条第 2 項に規定する未決済信用取引等（60の 2－4 において「未決済信用取引等」という。）及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引（60の 2－4 において「未決済デリバティブ取引」という。）をいう。以下 <u>60の 3－4</u> までにおいて同じ。）について、これらの規定により、同条第 1 項に規定する国外転出（以下 <u>60の 2－13</u> までにおいて「国外転出」という。）の時に、譲渡があったものとみなされた場合又は決済したものとみなして算出された利益の額若しくは損失の額が生じたものとみなされた場合における事業所得、譲渡所得又は雑所得（以下 <u>60の 2－12</u> までにおいて「譲渡所得等」という。）に係る総収入金額（同条の規定の適用を受ける部分の金額に限る。）の収入すべき時期は、その居住者が当該国外転出をした日となることに留意する。	目 次 第 2 編 居住者の納税義務 第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第 2 章 税額の計算 第 3 章 申告、納付及び還付 第 4 章 更正の請求の特例 法第 6 0 条の 2 《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係 （国外転出時に譲渡又は決済があったものとみなされた対象資産の収入すべき時期） 60の 2－1 対象資産（・・・・・・、同条第 2 項に規定する未決済信用取引等（60の 2－4 において「未決済信用取引等」という。）及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引（60の 2－4 において「未決済デリバティブ取引」という。）をいう。以下 <u>60の 3－3</u> までにおいて同じ。）について、これらの規定により、同条第 1 項に規定する国外転出（以下 <u>60の 2－11</u> までにおいて「国外転出」という。）の時に、譲渡があったものとみなされた場合又は決済したものとみなして算出された利益の額若しくは損失の額が生じたものとみなされた場合における事業所得、譲渡所得又は雑所得（以下 <u>60の 2－10</u> までにおいて「譲渡所得等」という。）に係る総収入金額（同条の規定の適用を受ける部分の金額に限る。）の収入すべき時期は、その居住者が当該国外転出をした日となることに留意する。

改 正 後	改 正 前
<u>(令第84条第2項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの)</u> <u>60の2－6</u> 法第60条の2第1項に規定する有価証券等の範囲から除かれる令第170条第1項第2号に規定する「第84条第2項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの」には、当該権利のうち、措置法第29条の2《特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等》の規定の適用を受けるものも含まれることに留意する。 <u>(国外転出の時にける有価証券等の価額)</u> <u>60の2－7</u> 法第60条の2第1項第1号の国外転出の時にける当該有価証券等の価額又は同項第2号の国外転出の予定日から起算して3月前の日における当該有価証券等の価額（60の2－8において「国外転出時の価額」という。）については、・・・・・・。 (注) ・・・・・・。 2 ・・・・・・。 <u>(外貨建ての対象資産の円換算)</u> <u>60の2－8</u> ・・・・・・、外貨建てによる対象資産の国外転出時の価額又は利益の額若しくは損失の額（以下60の2－12までにおいて「国外転出時の価額等」という。）を算定する場合における円換算については、・・・・・・。 <u>(修正申告等をする場合における対象資産の国外転出時の価額等)</u> <u>60の2－9</u> ・・・・・・。 (注) ・・・・・・。 <u>(総収入金額に算入されていない対象資産)</u> <u>60の2－10</u> 法第60条の2第4項ただし書に規定する「同日の属する年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上第1項各号、第2項各号又は前項各号に掲げる場合の区分に応じ第1項各号、第2項各号又は前項各号に定める金額が総収入金額に算入されていない有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引」とは、国外転出の日の属する年分の所得税につき確定申告書の提出はしている	(新 設) <u>(国外転出の時にける有価証券等の価額)</u> <u>60の2－6</u> 法第60条の2第1項第1号の国外転出の時にける当該有価証券等の価額又は同項第2号の国外転出の予定日から起算して3月前の日における当該有価証券等の価額（60の2－7において「国外転出時の価額」という。）については、・・・・・・。 (注) ・・・・・・。 2 ・・・・・・。 <u>(外貨建ての対象資産の円換算)</u> <u>60の2－7</u> ・・・・・・、外貨建てによる対象資産の国外転出時の価額又は利益の額若しくは損失の額（以下60の2－10までにおいて「国外転出時の価額等」という。）を算定する場合における円換算については、・・・・・・。 <u>(修正申告等をする場合における対象資産の国外転出時の価額等)</u> <u>60の2－8</u> ・・・・・・。 (注) ・・・・・・。 (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>ものの、同条第1項から第3項までの規定の適用を受ける対象資産に係る国外転出時の価額等の全部又は一部が、譲渡所得等に係る総収入金額に算入されていないものをいうことに留意する。</u> (対象資産を贈与により居住者に移転した場合の課税取消しと価額下落との関係) 60の2-11。 (国外転出後に譲渡又は決済をした際の譲渡費用等の取扱い) 60の2-12、当該国外転出の日の属する年分の同条第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済をしたものとみなされた対象資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することはできないことに留意する。 (納税猶予期限が繰り上げられた場合等の価額下落の適用除外) 60の2-13。 法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》関係 <u>(遺産分割等の事由により非居住者に移転しないこととなった対象資産)</u> 60の3-4 法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた居住者について生じた法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した対象資産の全部又は一部が非居住者に移転しないこととなった場合におけるその移転しないこととなった対象資産は、同項に規定する修正申告書の提出又は法第153条の5《遺産分割等があった場合の更正の請求の特例》に規定する更正の請求に基づく更正により、<u>法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けないものとなることに留意する。したがって、当該居住者がその後において、当該対象資産を譲渡した場合における当該対象資産の取得価額については同条第4項の規定は適用されないこととなり、法第60条第1項第1号《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定により被相続人から引き継いだ取得価額となることに留意する。</u>	(対象資産を贈与により居住者に移転した場合の課税取消しと価額下落との関係) 60の2-9。 (国外転出後に譲渡又は決済をした際の譲渡費用等の取扱い) 60の2-10、当該国外転出をした日の属する年分の同条第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済をしたものとみなされた対象資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することはできないことに留意する。 (納税猶予期限が繰り上げられた場合等の価額下落の適用除外) 60の2-11。 法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》関係 (新 設)

改正後	改正前
(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する取扱いの準用) 60の3－5 法第60条の3の規定の適用に当たっては、60の2－2から60の2－8まで及び60の2－10から60の2－13までの取扱いを準用する。 法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係 (納税猶予の任意の取りやめ) 137の2－4 法第137条の2第1項の規定による納税猶予の適用を受けている個人から、<u>同項に規定する満了基準日前に</u>、・・・・・・、納税猶予の期限が確定し、当該納税猶予の規定の適用は終了することに留意する。 (注) ・・・・・・。 (納税猶予分の所得税額に相当する担保) 137の2－9 ・・・・・・。 ・・・・・・、同項の規定の適用に係る所得税の納税者の国外転出の日から5年<u>4月</u>(同条第2項の規定により納税猶予期限の延長を受けた納税者については10年<u>4月</u>)を経過する日までを納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。 法第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係 (遺産分割等があった場合の修正申告等に係る所得税額の納税猶予) 137の3－1 法第151条の5第1項《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》<u>に規定する期限後申告又は法第151条の6第1項に規定する修正申告に係る納付すべき所得税の額に係る法第137条の3第2項(同条第3項の規定により適用する場合を含む)</u>	(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する取扱いの準用) 60の3－4 法第60条の3の規定の適用に当たっては、60の2－2から60の2－7まで及び60の2－9から60の2－11までの取扱いを準用する。 法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係 (納税猶予の任意の取りやめ) 137の2－4 法第137条の2第1項の規定による納税猶予の適用を受けている個人から、<u>納税猶予の期限より前に</u>、・・・・・・、<u>当該納税猶予の期限が確定し</u>、当該納税猶予の規定の適用は終了することに留意する。 (注) ・・・・・・。 (納税猶予分の所得税額に相当する担保) 137の2－9 ・・・・・・。 ・・・・・・、同項の規定の適用に係る所得税の納税者の国外転出の日から5年(同条第2項の規定により納税猶予期限の延長を受けた納税者については10年)を経過する日までを納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。 法第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係 (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>む。）の規定の適用については、法第151条の5第1項の規定による期限後申告書又は法第151条の6第1項の規定による修正申告書の提出期限までに当該期限後申告書又は修正申告書が提出され、かつ、令第266条の3第2項の規定に基づき、当該期限後申告書又は修正申告書の提出期限までに当該期限後申告又は修正申告により法第137条の3第2項の規定の適用を受ける同項に規定する相続等納税猶予分の所得税額及び当該所得税額に係る利子税の額に相当する担保の提供があった場合に限り、同項の規定の適用があることに留意する。ただし、当該期限後申告書又は修正申告書の提出及び当該担保の提供が法第137条の3第2項に規定する相続等満了基準日後となる場合は、同項の規定の適用はないことに留意する。</u> （国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に関する取扱いの準用） <u>137の3-2</u> 法第137条の3の規定の適用に当たっては、<u>137の2-1から137の2-10までの取扱いを準用する。</u> <u>法第151条の6《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》関係</u> <u>（「民法の規定による相続分」の意義）</u> <u>151の6-1</u> 法第151条の6第1項第1号に規定する「民法（明治29年法律第89号）（第904条の2《寄与分》を除く。）の規定による相続分」とは、民法第900条《法定相続分》から第903条《特別受益者の相続分》までに規定する相続分をいうことに留意する。 <u>（「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義）</u> <u>151の6-2</u> 法第151条の6第1項第2号に規定する「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」とは、民法第886条《相続に関する胎児の権利能力》に規定する胎児の出生、相続人に対する失踪の宣告又はその取消し等により相続人に異動を生じた場合をいうことに留意する。 <u>（「判決があったこと」の意義）</u>	（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に関する取扱いの準用） <u>137の3-1</u> 法第137条の3の規定の適用に当たっては、<u>法第137条の2関係の取扱いを準用する。</u> （新 設） （新 設） （新 設） （新 設）

改 正 後	改 正 前
151の6－3 令第273条の2第1号に規定する「判決があったこと」とは、判決の確定をいい、具体的には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日に判決があったこととなることに留意する。 (1) <u>敗訴の当事者が上訴をしない場合</u> <u>その上訴期間を経過した日</u> (2) <u>全部敗訴の当事者が上訴期間経過前に上訴権を放棄した場合</u> <u>その上訴権を放棄した日</u> (3) <u>両当事者がそれぞれ上訴権を有し、かつ、それぞれ別々に上訴権を放棄した場合</u> <u>その上訴権の放棄があった日のうちいずれか遅い日</u> (4) <u>上告審の判決のように上訴が許されない場合</u> <u>その判決の言渡しがあった日</u>	